

Title	トマス・アクィナスの完成論 : ジョン・フィニス自然法論の公法理論へのインパクト
Author(s)	福島, 涼史
Citation	阪大法学. 2008, 57(6), p. 219-248
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54800">https://doi.org/10.18910/54800</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# トマス・アクイナスの完成論

——ジョン・フィニス自然法論の公法理論へのインパクト——

福 島 涼 史

はじめに

- 一 公法理論研究の方法
  - 二 トマス・アクイナス理論の特殊な位置
  - 三 ジョン・フィニスによるトマス研究の革新性
  - 四 実定法の基礎づけ論
- おわりに

はじめに

公法とは何か。観照を語源とする理論として、公法理論はこの問いにこたえようとする。公法理論研究は、この試みを、理解しようとする。それは、古典に遡って、その試みを追体験しようとする。

ここで吟味される古典は、トマス・アクイナスの理論である。近年、新たなトマス研究が登場したために、改めてこれに取り組む意義がある。その研究は、ジョン・フィニス (John Finnis) によるものであり、そのフィニスは

「現代イギリス分析法理学の土壤のなかで、トミズムを背景として自然法論を説く法理学者の代表とされる」<sup>(1)</sup>。その研究は、従来のトマス自然法論観を批判して、目的概念からすべてを再構成していく。その革新的研究のインパクトは、公法理論を発展させるものであり、公法理論研究に再検討を迫るものである。

公法理論が、公法を枠づける固有の形体を展開するものであることは、公法理論研究の不可欠の前提であるが、そのこと自体もまた、フィニス研究をてがかりとして、トマス理論をみる中で明らかになる。そして、それを通じて、次の問いにこたえる実定法基礎づけ論としてのトマス理論の意義と発展可能性が理解される。公法とは何か。

## 一 公法理論研究の方法

### (1) 諸形体の分析枠組み

「反省理論」と呼ばれる公法（国内・国際）理論はまずもって、解釈学と異なる抽象度の高いレベルのものであると、その位置を確認されることにより明らかになる（類による把握<sup>(2)</sup>）。その公法理論について、さらに理解を深めようとすれば、それぞれの理論のもつ異なる形体間の相違が確認されなければならない（種差による把握）。その相違を捉えようとする公法理論についての省察は、それが省察であるかぎり、古典的な思考枠組みに収束することになる。あるいは、その抽象を押し進めて、収束させることができる。

ここで理論のための理論が収束する思考枠組みとして与えられているのは、およそ省察のかぎりをつくしたアリストテレスの四原因である。公法理論、あるいは、法理論一般の諸形体は、作出因、目的因、形相因、質料因の四つに即して分析することができ、これら四つによる座標平面上にそれぞれの形体をプロットすることができる。

(2) 変位・発展による理論理解

すでにアリストテレスの理論がプラトンのそれに対抗して出てきたように、ほとんどの場合、ある理論は、別の理論に対する継承、敷衍、あるいは、修正、否定として提示される。このため、諸々の理論は、相互の関係という軸を加えて、立体的に展開されることが必要となる。

ある理論が、先行する別の理論を継承、敷衍することを理論の発展、他方で、修正、否定することを変位と呼ぶならば、発展と変位が、その理論のアリストテレスの意味における原理（作出因、もしくは、目的因）である。このことは、他の理論に対する研究なくしては、理論の構築はないということの意味している。理論の提示、構築は最小限度の理論研究を含んでいる。換言すれば、特定の内容のものとして理解された別の理論からの発展と変位は、ある理論にとつての自己理解であり、自己規定である。例えば、最も巨視的にいっても、近代公法理論というものは、近代ならざる公法理論との対比において成り立ちえるものであり、その自己理解、自己規定は、近代ならざる理論の理解に依存している。

二 トマス・アクィナス理論の特殊な位置

(1) 選択の根拠

現在持ち出される公法理論は、およそ近代公法理論としての自己理解、自己規定をもっている。したがって、それは近代ならざる理論の理解に依存している。問題は、近代ならざる理論から近代公法理論への変位を論じる際に、どの理論をその始点として据えたらよいかということである。その選択は任意性を免れないが、適切な選択というものとは存在する。

トマス・アクィナスの理論をそれとして据えることは、必然ではないが、最も適切な選択であろう。それには三つの根拠がある。そのうち二つは経験・事実的な根拠であり、まずは、素朴なドミノ論がそれを導く。近代ならざる理論として直ちに持ち出されるのは中世の理論であり、その中世理論として直ちに持ち出されるのがトマス・アクィナスの理論なのである。自らの論のいわば前振りとして、批判的にトマス・アクィナスをはじめとするスコラ神学者の理論を持ち出すということが実際、頻繁になされる。二つ目の根拠は、研究上の便宜に関するもので、トマス・アクィナスについての研究は理論研究として圧倒的な蓄積と、後に見るように到達度を誇る。したがって、トマス・アクィナスの理論については、それらの研究に頼ることができ、その理論そのものを一から分析する必要がない。最後は、最も重要な理論的な根拠である。

公法理論、あるいは、理論一般の諸形体に対する分析枠組みとして、作出因、目的因、形相因、質料因の四つによる座標平面を提示したが、およそある理論の理解において、その定位する因を取り違えることほど甚だしい誤りはない。しかし、トマス・アクィナスの理論に関しては、まさにそのような誤解がなされているのである。

## (2) 誤解の系譜

その誤解の典型として伊藤不二男の学説を挙げることができる。それは、「世にトマスほど、秩序について真剣に考えた学者はまれである、といわれる」とした上で、次のようにトマスの「秩序」の思想」と「自然法の思想」を理解する。

「この秩序の思考は、結局において、神を中心とし、その神による世界の創造と支配に関するものである。」

「…あらゆるものは、神によって創られ、その意思にもとづいて、おのおの定められた位置におかれてい

る。のみならず、その位置におけるあらゆる活動もまた、神の意思にもとづいている。神は、みずから創つたものを動かす。神以外のいかなるものも、他から動かされることなしに、みずから動きうるものはない。神こそ究極の能動因である」。

「キリスト教的な考えによると、自然的秩序は、決してそれ自体としては完全なものではありえない。それはさらに、その秩序を超越するところの超自然的な力、神の存在を認め、その神の『恩寵』(gratia)によって、はじめて、自然的な秩序が完成されるものと考えられた。すなわち、自然的秩序は、超自然的な秩序によって基礎づけられなければならない」。

「∴個人の究極目的とは徳に従った生活を行うことである。が、個人を徳に導くことは、ひとり神のみがなしうることであり、人間は神を愛することによって、その目的を達することができる<sup>(3)</sup>」。

このようなトマス理解に基づいて、その発展理論として、スアレスの正戦論がこう理解される。

「∴その不正なり犯罪は、スコラ学者のいわゆる自然的秩序に対する違反であり破壊であるけれども、スアレスの思想においてその自然的秩序は、さらに超自然的な権威にもとづくものであり、それによって創造されたものである。だからその不正すなわち犯罪も、結局においてその超自然的権威、自然的秩序の創造者に対する不正であり犯罪として観念される。そして、刑罰は、刑罰権の本来の帰属者たる超自然的な権威によって行われるべきである。それをただ、正当原因を有する主権的君主または国家が、その権威の代理者として自ら行使するのである<sup>(4)</sup>」。

日本の国際法通説は、このような「秩序」理解に基づいて、教皇、皇帝という現実の主体を権威として持ち出し、特殊な公法理論（正戦論）理解をなす。ここでは、教皇は「戦争の正当性を神の代理として判断」する権威であり、

あるいは、教皇、皇帝が共に「普遍的権威」、「上級の権威者」であるとされる<sup>(5)</sup>。その上で、通説的理解は、この権威の失墜を受けて、「正戦論を否定する公法理論（無差別戦争観）」が登場したとする<sup>(6)</sup>。このような理解を前提として、現代の国際公法理論そのものは、この「無差別戦争観」の否定、「差別戦争観」正戦論の復活」を旗印に、普遍的権威の復活（国際安全保障体制、国際裁判所という制度の設立）という垂直的で、作出因定位の形体（論）を展開する。

ハンス・ケルゼン（Hans Kelsen）もまた、先の伊藤不二男と同様の「秩序」理解に基づいて、デモクラシー論（あるいは独裁論）を展開する。

「形而上学的・絶対主義的世界観に、アウトクラシー（独裁制）が、批判的・相対主義的世界観に、デモクラシーの立場が属している」<sup>(7)</sup>。

「中世スコラ学の巨大な形而上学の理論構築物は、アウトクラシー（独裁制）の政治と体系的に切り離せない。普遍（世界）君主制——その頂点に皇帝もしくは、教皇がいる——として人間社会の組織を捉えるならば、このことは必ず起こるのである。なぜならば、その組織を神による世界支配とのアナロジーに即して考えたからである」<sup>(8)</sup>。

ケルゼンによれば、トマス・アクィナスも、統一的世界君主制の観念を抱いて、聖俗両権の区別をなさず、地上のすべての権力が地上におけるキリストの代理である教皇に発するとした中世スコラ学者である<sup>(9)</sup>。ケルゼンは、トマスが、アウトクラシーとアナロジーの関係にあるところの、「神による世界支配」という世界観、「秩序」理解の理論家であることを、その系譜に属するとするダンテとの関係で強調している。ここでは、伊藤不二男と軌を一にして、すべての善なるものは神から来るのであり、神の意志が法そのものである、ということが強調される<sup>(10)</sup>。

## (3) 誤解の幸い

先に述べたように、ある理論にとって、先行する理論からの発展と変位はその自己理解に直結している。そして、現に、トマス・アクィナスの理論からの発展（「正戦論の復活」と否定（「批判的・相対主義的デモクラシー論」）を指摘することができる。もし、それらのトマスの理論に対する理解が誤っているならば、それらの提示、構築する理論の自己理解、自己規定は修正されなければならない。

伊藤不二男の理解では、「秩序」（超自然的秩序とそれに基礎づけられた自然的秩序）が神による創造と支配（作出因）により説明され、しかも、発展的スコラ理論にあつては、その自然的秩序は、人間、あるいは、国家が「破壊」することができるほどにそれとしての定型をもつもの（形相因）として説明されている。超自然的秩序が自然的秩序を基礎づけるとは、後者が破壊された際に、神の力、権威によって、元々それとして存在した位置・形が修復されることに他ならない。

ケルゼンの理解もこれと同様であるが、その特徴は、作出因と形相因とを結びつけ、そのいうところの組織（秩序）が一者の意志と支配（作出因）の下に統括されていることにこそ、その組織（秩序）の秩序性（形相因）をみることである。このことは、ケルゼン自身の理論の原理が、この作出因と形相因の徹底的排除であることから裏づけられる。すなわち、すでにケルゼン研究が明らかにしているように、その純粋法学においては、法の形相（Form）としての「正義」が実定性（強制性）によって、そのデモクラシーの法理論的研究においては、絶対的価値や権威が多数決によって「非実体化」、「相対化」されているのである。<sup>11)</sup>

これらの「典型的な」誤解は、その誤りが形体論の高みにまで至っているものと評価できる。それゆえに、個別の神学上の難点に解消されるものではなく、いったん完結した形体論として、先に提示した分析枠組み上にプロッ



トすることができる。さらに、その誤解を質すことによって、その誤解からの発展、変位であるその系譜に属する諸々の理論を、順に再定位することができる。そのみならず、これらの典型性は、異なる諸形体間のコントラストとダイナミズムを浮かび上がらせるものである。公法理論、その形体論研究にとってそれは実に、*felix culpa*であり、それゆえに、トマスの理論は特殊な位置を占めるのである。

これらの作業の前提として、トマスの理論、その形体論が、典型的な誤解が持ち出す作出因、形相因ではなく、目的因に定位することが確認されなければならない。

### 三 ジョン・フィニスによるトマス研究の革新性

#### (1) 「非実体化」された目的因

理論の二つの位相 トマスの理論全体が定位する「第一原因」が何かを探求した意欲的な論考は、次のような結論を提示する。

「…トマスは『自然界をその内部においてまた内部から見た場合』と『自然界の外から、その全体とその根源とを合わせて見た場合』とを区別し、前者では『目的因が優位し』、後者では『作出因が優位する』<sup>(12)</sup>。としている、と解釈することができる」。

先に挙げたケルゼンの「神による世界支配のアナロジー」という定式、すなわち、「自然界の外から、その全体とその根源とを合わせて見た場合」の形体（論）と「自然界をその内部においてまた内部から見た場合」の形体（論）とが必然的にアナロジーに入るという定式そのものが誤りなのである。トマスは両者を「区別し」、別々の形体（論）を宛がい、わかりやすくいえば、双方を使い分けているのである。

目的をめぐる実践　このような、いわば割り切りの上に、恐らく他のいかなるトマス研究よりも、目的（因）の意義を打ち出すのが、フィニスである。フィニスは、次のように断言する。

「アクィナスの理論、学、もしくは、理解一般の観念にとつて、次の認識論的原理（知見を得るための戦略）ほど基礎的なものはない。『Xの自然本性（nature）は、Xの器量（capacities）や能力により理解され、それら器量や能力は、それらの現実化や行為（acts）によって理解され、それら現実化や行為は、それらの対象、「目的」（objects）によって理解される』<sup>(13)</sup>。

この目的定位の探求がフィニス自身の戦略であることはいうまでもない。当然のコロラリーとして、フィニスの自然法論（研究）には、先に挙げたような神に創造されて、それとして存在、あるいは、先在している自然的秩序というような概念はない。もし「存在論」を、そのような秩序を基礎に、その秩序との合致を説くものと定義するならば、フィニスの自然法論は、「存在論」から離脱して、目的（善）に定位する行為論である。さらに、先のトマス研究は、「目的因の優位性」系譜の始原を、世界永続性説との関連で、アリストテレスのうちに確認している<sup>(14)</sup>が、フィニスは徹頭徹尾アリストテレス的である。

その伝統に従つて思弁と実践とを峻別するフィニスは次のようにいう。

「我々は、それらの善性からの推論により（善性のゆえに）、すなわち、それらの示現によって約束されるところの利益により、理性を引きつける諸善に知性的に引きつけられる。その善性が、まさに機会（opportunity）として、あるべきもの（is-to-be）としてすべての真正の倫理的規範性——すなわち、第三体系「思慮、選択、意志的行為についての倫理哲学の体系」における、つまり、選択と行為への思慮における規範性——の源である」<sup>(15)</sup>。

すべての前提は、すでにあるもの (is) としての秩序ではなく、あるべきもの (is-to-be) としての善であり、それを目的として、その達成、実現のための選択と行為の適合性のうちに規範性が、すなわち、法(自然法)が存在するのである。

ここで、フィニスにとつての実践的なるもの (practical) が、いわば試行錯誤という意味を含んだ実践であることとをみていく必要がある。トマスの自然法論に基づいたフィニス自身の自然法論は一般に次のように紹介される。

「彼は、生命、知識(真理)、遊び、美的経験、社交性(友情)、実践的合理性 (practical reasonableness)、宗教という七つの価値を、直観的に把握される自明な前道德的原理とする。これらの基本的な実践的諸原理を大前提として、実践的合理性に由来する方法論的要請に従って推論すると一般的な道德的基準が出てくるとされる」<sup>16)</sup>。

ここにいう「基本的な実践的諸原理 (first practical principles)」は、そのイメージにもかわらず、幾何学における公理のように捉えられてはならない。もしも、そう捉えられ、principleが始原因、作出因のような位置を占めるならば、その自然法は、「七つの価値」を出発点として、それらに対する思弁を通じて繰り出される三段論法からなる演繹の体系になり、実践の実践たるゆえんが没却されることになる。それらの「原理」は完成という善に至る直近の段階に過ぎないのであって、何ら究極的なものではない。ここでは、いかなる側面においても、思弁的体系や作出因が立てられる余地はない。

開かれた人間の目的 トマスの善の定義を「望ましい完成 (perfectio appetibilis)」とするフィニスは<sup>17)</sup>、次のようにさらにその完成の定義を確認する。

「理性は、より完全な——いわば統合的 (integral)——方向性、すなわち、個別に取り出されたそれぞれ

れの第一の実践的原理のそれではなく、一体として捉えられた諸原理の方向性を求める。換言すれば、その者のすべての選択、行為、精神の状態や感情を、統合的に捉えられたすべての第一の実践的諸原理と、すなわち、それらの結合された導引力のうちに、適合させることが望ましいことは明らかである。この望ましさ<sup>18</sup>が、実践理性の統合された方向性の源、原理である。…このようにして、我々はアクィナスの人間の完成の中心的定義に到達する…。それはこれである。行為における徳 (virtue in action)。それは、行為において、その者のすべての感情的、意志的傾向と活動に対して、その方向性をしっかりと与える実践理性を意味する」。

「七つの価値」、諸原理はそれとして自己完結的なものではなく、さらに統合されなければならず、そのことに對して、徳がより上位の概念として置かれている。さらに、一般に徳という概念は、伝統や慣習によって定まったものというイメージをもつが、ここでの徳もまた、完結的なものとして修得されるものではない。

「人間は、非実践的真理によって始原的に、あるべきもの (is-to-be) であるところの、実践知が指し示す可能な完成 (fulfilment) を見つけ、知るわけではない。…そうではなくて、彼らが選んでも、作り出しでもない第一の実践的諸原理より、人間は、彼らの完成の可能性を發展させる。そして、この完成を發展させつつ、その完成——第一の実践的諸原理に適合する諸行為によってその実現が可能となる——を予見することによって、実践知は真となる——特に第一の実践的諸原理が真となる。…人間の目的や完成は、あるべきところのもの (what-is-to-be) に対する予見によって、実践的により完全<sup>19</sup>に知られる。というのも、他の動物たちの目的や完成とは異なり、それらは、開かれており (open-ended)、完全には規定されていないのである」。

ここに、目的やその内容は、固定されて既定的ではなく、開かれていること、諸々の行為という実践を通じて、

発展させられることが明らかである。その目的は、先在する理想（像）に近づいていくことではなく、合致していくことでもない（「イデア論」の否定）。一般的な用語でいえば、その目的や価値は「非実体化」されている。統合や完成には収束点（極限）という意味の *finis* (end) があるのみで、形、形相はないのである。

## （２）自然本性論からの離脱

### 自然本性からの演繹の否定

フィニスによるトマス研究が革新的なのは、その自然法論を透徹した目的因定位の理論として提示することにあるが、そのことのコロラリーとして、作出因の要素をすべて排斥していく。近代以降の自然法論においては、神や神的秩序そのものが直接に作出因として語られることは少なくなっている。それにもかかわらず、伊藤不二男のいう「神によって創られ、その意思にもとづいて「た」、おのおの定められた位置」なる概念の系譜は歴然としている。それが自然本性 (*natura, nature*) 概念である。直接に神の意志や創造を語るか否かに関わらず、与えられた条件としての本性が語られるかぎり、自然法論においてそれは、作出因を語ることである。というのも、人間にはどうすることもできない、何者かに与えられたものを指し示すために、「自然本性」が用いられるのであって、作出因を否定する立場からはそのような用語自体が忌避すべきものだからである。フィニスはいたるところで、自然法の基礎づけに関して、自然本性を持ち出すことを否定する。その理由の一つは、フィニスに、思弁と実践を峻別することに即応して、いわゆる「存在」と「当為」の議論に敏感だからである。フィニスはいう。

「第一の実践の原理の認識論的源は、人間本性や先立つ人間本性についての理論的（思弁的）理解ではない」<sup>(20)</sup>。

「…実践知の真理は、人間本性への合致や自然本性についての非実践的諸々の真理のうちにあることを意

味しない。「それは」あからさまに単純な思考——あまりに単純な！——であり、アクィナスがそのような思考をもっていたのならただちにそう述べていたであろう。<sup>(21)</sup>

「アクィナスは、あたう限り明らかに、…自然法の第一の諸原理は、*per se nota*（自明）で、論証不可能だと明言する。それらは、思弁の原則から引き出されるのではない。それらは、事実から引き出されるのではない。それらは、人間本性について、もしくは、善と悪の本性について、あるいは、『人間の働き』についての形而上学的命題から引き出されるのではなく、自然の目的科学的（teleological）概念の目的からや自然についての他の概念から引き出されるのではない。それらは、何からも引き出されない。それらは、非派的である（しかし生得的でもない）。正しいことと間違ったことに関する諸原則も、これらの第一の、前倫理的実践的合理性の諸原理から導出されるのであり、形而上学やその他の事実からではない。<sup>(22)</sup>」

この言明は次のような一般的な自然法論理解と対峙する。

「自然法論とは、人間もしくは事物の普遍的本性に秩序の淵源を求める思潮であり、それら本性を分析的に検討することによって演繹的に規範命題を導き出す<sup>(23)</sup>」。

フィニスは、トマスの自然法論についてもこのような理解がなされ、その上で、それに異議が唱えられることの原因を次のように論じる。

「第一は、『自然法』という語そのものが、人をして、あらゆる自然法理論において論じられている規範が、自然（人間的、かつ／または、その他の）に関する判断に基づいていると思わせかねない。第二の理由としてはこういえる。そのような措定は、ストア派の自然法理論に、そして、すぐにもるように、トマス・アクィナスの擁護者を自認し、現在まで影響をもってきた理論「スアレサやバスケス」を含むルネサンスの

理論に関してならば、事実正しい<sup>(24)</sup>。

ストア派の自然法論とアリストテレスやその系譜の自然法論とは、しばしば「連続性」のうちに理解されている<sup>(25)</sup>。しかし、フィニスは、まず、キケロによれば、「(ストア派の倫理が命じるように) 自然本性に即して生きる者は、世界全体の基礎とその支配について推論・思弁 (reason) しなければならぬ」ことになることを確認する。その上で、自らの鍵概念は、善であるが、ストア派にあつてはそれが没却されているとする<sup>(26)</sup>。

ストア派との対比がよりよく示すように、フィニスが提示するトマスの自然法は、所与の自然本性や秩序に対する分析や思弁によって、演繹、導出されるものではなく、目的としての善から捉えられるものなのである。

### 自然本性の「非実体化」

目的概念に関して、注意深い考察が必要なのは、用語として「目的」が用いられていても、しばしばそれが自然本性概念の枠内に取り込まれているからである。そのような典型としてヨハネス・メスナー (Johannes Messner) の自然法論を挙げるができる。

「人間にとってその自然本性の完全な現実化に即して要請されている諸行為は、その自然本性の精神的、身体的な諸々の傾きのうちに既定された (vorgesehenen) 諸目的に即して特定される。：倫理とは、人間の諸々の行為と、その自然本性、その身体的、精神的な諸々の傾きのうちに既定された諸目的との合致に、短く言うと、『傾き(に即して)する』(Triebrichtung) にある<sup>(27)</sup>」。

ここでは、明らかに、自然本性のうちに定められてある目的が語られており、目的を頂点とし、「傾き」を両辺とする三角形そのものが自然本性なのである。したがって、メスナーは、倫理とは「自然本性に即すること (das Natürliche)」であると断じてははからないのである<sup>(28)</sup>。このような構成は、目的概念を自然本性化、「実体化」するものである。

これに対して、フィニスは、『神学大全』第二・一部第七一問第二項を取り上げ、トマスにとって、「自然本性に即している」ことは、「理性に即していること」に他ならないとして、「人間本性への合致や離反の基準は合理性 (reasonableness) である」とする。<sup>(29)</sup> ここで、この合理性概念の内容については詳論できないが、次の論述によって、自然本性概念の転換がみとれる。

「その者の可能な人間の完成の実現のみならず、その特定と企図も、所与の人間本性を超えるものに基づいている。というのも、人間本性は、実践理性の能力と自由意志の適応を含んでおり、そのために、自由な選択と行為によって我々があり、えるところのものは、先在する実在 (現実や可能) との合致により真であるような絶対的な実践的な知識ではなく、実践知 (実践原理の理解) に依存している」。<sup>(30)</sup>

ここでその形だけをみれば、それはメスナーの構成と同じであり、「理性と自由意志」、さらには、それらの向かう目的概念が自然本性概念に含まれていることになる。しかし、重要なのは、厳密には自然本性概念が二重の意味で使われていること、さらにいえば、所与の自然本性が、実践的働きという自然本性へと再定位されていることである。いま、「Xの自然本性 (nature) は、…それらの対象・目的 (objects) によって理解される」という命題を思い起こせば、所与の自然本性なるものも、結局は、実践的働きの側から理解され、構成されることが分かる。自然本性概念は、目的概念に還元されるのである。フィニスという目的概念が「非実体化」されたものであってみれば、それに還元されるところの自然本性概念もまた「非実体化」されるのである。

### (3) 自然法形相論からの離脱

#### 自然法への直観の否定

「実践が目指すものは、先在する実在との合致ではない」というテーゼ、並に、「人間は、非実践的真理によって始原的に、完成を見つけない」というテーゼからのコロラ



リーとして、自然法を直観することはできない。なんとすれば、自然法はすでにあるもの(26)ではなく、あるべきもの(27)としての善を実現、完成するにあつたての選択、行為の適合性に他ならないからである。このような理解は、次のような「自然法の客観的实在性」を説く自然法直観論と対峙する(31)。

「それ「自然法」は、人々に認識されるに先立つてまず理性の外(むしろ理性作用によって生ずるべき人間存在の根拠に由来して)人間本性の傾きとして客在している(32)。

「…人間の知的作用の根拠は「人間存在の形相的構成原理たる人間霊」に由来する知的本性が自身の「善」を含む限りにおいて「認識主体の存在根拠」たる範型としての形相を通じての、類似したものとの合一による認識があり、「本性による認識がある」。…こうした「傾きの」本性による認識は、マリタン教授に従うなら「本性の持参金」であり「われわれが理性を使用するや否や、精神のうちに、おのずから湧き出る確証 certitudo」である(33)。

「…『知性』intellectusが『概念知』ratioの助けなど少しも借りることなく、万物の『形相＝本質』について瞬時に端的な洞見知を持つように、自己自らがそれによって実存せしめられている人間的形相＝本質について、本性適合的な瞬時の洞見知をもっている。…誤謬は『概念知』の判断・推理の作用とともに始まるが、この『本質直観』はそれに先行するからである(34)。

自然本性は「実体的」なものとして、あるいは、所与のものとして客在しているわけではなく、その本性に基づくその傾きも、同様である。したがって、そのような形相的なものとの合一としては語られる余地がなく、まして、瞬時の本性適合的認識というものもない。フィニスはいふ。

「ジャック・マリタン(Jacques Maritain)は、概念的(conceptual)ではなくて、『本性適合的(commatural)』

であり、もしくは、『類似性や一致による (by affinity or congeniality)』あるいは、『傾きを通じての (through inclination)』知識があるとした。『傾きを通じての知識 (knowledge through inclination)』に関して、マリタ  
ンが認めたように、それらのような用語は、自然法の原理に関して、アクィナスによって決して使われては  
ない。事実、アクィナスの著作における『本性適合性による知識』は、ある者が、正しい感情と傾向をも  
って、倫理的事項を正しく判断できることのみを指し示している。いかなるところでも、アクィナスは、そ  
のような判断の内容が非概念的だとは示唆してもいない。逆に、アクィナスは、非概念的な人間の理解はな  
いということ明らかにしている<sup>(35)</sup>。

ここで重要なのは、争われているのが直観か概念かという純粹認識論的な問題ではないということである。先に  
確認したように、ここでいう概念とは、実践を通じて発展させられるところの善をめぐる概念であり、瞬時に得ら  
れる固定的なものではない。

同様に注意が必要なのは、先に挙げたフィニスについての紹介が「直観的に把握される自明な前道徳的原理」と  
要約することである<sup>(36)</sup>。フィニスはこれについて、「そのような原理についての我々の知識は、生得的だからではな  
く、吟味なしに、自発的に得られるために、『自然的 (natural)』なのである」と説明している<sup>(37)</sup>。

いずれにしても、フィニスのいう第一の実践的諸原理は自然法そのものではなく、その部分でもない。「完成を  
発展させつつ、その完成を予見することによって、実践知は真となる——特に第一の実践的諸原理が真となる」と  
いわれるように、これら第一の実践的諸原理も絶対的な始原や基礎ではない。フィニスが提示する自然法(論)に  
あつては、厳密な直観ということは二つの側面で不可能である。一つには、自然法に関しては、行為を不可欠とす  
る実践知のみがあつて、狭義の認識はないのである。さらに、そもそも直観すべき対象として、そこにある自然法

の形相というものがないのである。

### 自然法の動態化

自然法直観論をとらずとも、客在する自然法、その形相を持ち出すことはできる。

時間、地域的に普遍的な慣習（法）を実証することで、自然法の形相を確定するのである。あえていえば、それは社会的自然法論である。

先のメスナーにはこのような傾向もあり、その著書『自然法——社会・国家・経済の倫理』の異様な厚みからして、これが純理論的なタイプの自然法論ではないことが分かる。実際、メスナーは、「一見、自然法論にとつての格別なる困惑を惹起する」事例として、ある宣教師が、イヌイットについて、「殺人が自然なもの（*nattilich*）」だと報告していることを挙げる。その上で、「西欧からは想像もつかない北極圏における環境、生活条件の困難さ」に言及して、自然法（論）に対する「反証」を反証している。<sup>(38)</sup>

フィニスの提示する自然法は、いわゆる帰納的方法によりその完結した総体（形相）が実証されるものではない。このことは、実のところ自然法が演繹の体系であることから裏付けられる。先に、自然法は、所与の自然本性や秩序に対する分析や思弁によって、演繹、導出されるものではない、といった。しかして、それは、あるべきところのもの（*what is-to-be*）としての原則から導出されるものである。フィニスはいう。

「アキナスは、この原則（『人はその者の隣人を自分のように愛さなければならぬ』）が、『自然法の第一の、共通の知見』であり、『人間の理性にとつて自明』であるばかりではなく、それからすべての、なかんずく、他者に関わる倫理的原則や規範が、（さらなる前提の下で）そのうちに黙示的に、あるいは、そこから帰結として、引き出される、そのような原則である、という。そして、最も興味深いことに、それは、これらの他の倫理的規範のある種の目的、*finis*なのである。重要なことに、この原則を提示する『神

学大全』の項は、アクィナスが次の倫理的であることが明白な『当為 (ought)』の論述をあてがった項なのである。『義務的なもの』とは、『なされなければならない』ものことであり、これは、『ある目的の必要から来る』<sup>(39)</sup>。

ここで用語の正確をきさねばならない。フィニスは、この原則にも、第一の実践的原理にも、同じく、「principle」の語を宛てるが、両者は異なる概念であり、それぞれ「原則」と「原理」と訳し分けられるべきものである。原理は、先のフィニスに対する紹介がいうように価値や初歩的善である。そこからさらなる善が予見され、発展させられる方法は、実践という他なく、決して演繹的ではない。これとは対照的に、原則というのは、実体的に対象化されない徹底した「当為 (ought)」である。そこからは下位の原則、あるいは、具体的な規範（命題）が引き出されるのである。

この整理の上で思い起こすべきは、実践知が行為に依存し、行為を媒介とするものだということである。ある原則から、無時間的に、純粹思维的に別の原則や規範が演繹、導出されるのではない。『神学大全』第一・二部第九四問第六項では、その導出に失敗する者があることが述べられているが、それは思维的失敗ではなく、悪徳の習慣によって倫理的な思慮 (*prudencia*) が欠けているからなのである。<sup>(40)</sup> 図式的にいえば、ある原則が自明の (*per se nota*) 大前提としてあるとしても、小前提は自明ではなく、実践によって知られ、獲得されるものである。そこにあるのは結果としての演繹された体系ではなく、実践される操作としての導出である。何人も、完結して、すでにそこにある、静態的な自然法体系などを語ることはできないのである。

## 四 実定法の基礎づけ論

## (一) 実定法の内在的構成原理

トマス・アクイナスの理論に対する典型的な誤解は、徹底してそれを作出因、形相因定位の理論と捉えるがゆえに、形体論とはいかなるものであるかを浮かび上がらせている。しかして、フィニスが提示するように、トマスの自然法論は目的因定位の理論であり、形体を取り違えている点で、やはりそれは誤解である。したがってその理解は目的因定位へと質されるべきであり、さらに、その誤解からの発展、変位であるその系譜に属する諸々の理論も、順に再定位されなければならない。

その再定位は、四原因の分析枠組み上で完結する必要はない。さらに探求されるべきは、トマスの自然法論が、作出因、形相因のものから、目的因のものに「転換」、「再発見」されたことの帰結、その意味である。ここでは、特に公法理論（研究）にとつての意味である。

端的にいつて、その意味とは、実定公法理論にとつて、自然法（論）は、もはや外在的な制約原理ではなく、内在的構成原理なのだということである。「自然法の復権」についての次の説明が、現状において、実定公法理論にとつて、自然法（論）が何であるかをよく示している。

「…歴史的・経験的に自然法と言われたものの果たした役割や機能を取り上げて自然法を弁護する『歴史的自然法論』が登場した。

…自然法の近年の弁護論は、哲学から、まして形而上学から離れ、それらを問うことなしに、実定法の評価基準、実定法が侵してはならない人権などの絶対的価値として機能するものであればよい、ということに

なった」<sup>(41)</sup>。

無論、トマスの理論を持ち出す理論は、厳に理論であって、自らこのような機能主義に陥っているものではない。しかし、それを受け止める実定法学者の側からすれば、作出因、形相因定位の理論は、自然法本性論が典型的にそうであるように、まさにそのように機能する理論として好適であり、それとして消化されてしまうのである。これに對して、フィニスの提示するトマスの自然法論は特異なものである。ラディカルに言えば、それは、実定法に對する限界を画するものとして、それに対する砦として、全く機能しないのである。なんとなれば、そう機能するためには、完結して、すでにそこにある、靜態的な自然法体系を語らなければならないところ、トマスの自然法論はそれとは逆のものとしてあるからである。

一般に次のトマスの理論構成が、看過されている。トマスにとってすべての実定法は自然法なのである。すぐに見る「確定 (determinatio)」と「操作」が必要ないほどに明証的であるものを狭義の自然法とするならば、その狭義の自然法から確定・導出された実定法は広義の自然法なのである。この構成の高度に理論的な意味を浮かび上がらせたのが、フィニスによるトマス研究である。

通常狭義の自然法に属する、ある自明の原則から導出された原則、規範も、実践によって知られ、獲得されるものであった。いま、特定の權威による実定法制定という行為をこの実践に含めるならば、自然法も実定法も全く同一の構造の下に把握されることになる。これは、自然本性論や自然法形相論では、不可能な構成である。図式的に言えば、それらにとって、自然法とは与えられてそこにあるもので、実定法は、その自然法の完結的規範の諸領域の狭間を埋めるものである。そこにあつては、自然法と実定法は境界を伴って対峙している。これに對して、フィニスの提示するトマスの自然法論は、自然法と実定法の対立という構図を知らない。それは、フィニスの方法が倫

理学的であつて、実定法に対抗する闘う公法理論（人権論）を志向していないことに尽きるものではない。トマスの自然法論を徹底的に目的因に即して理解するためにそうなのである。その帰結は、自然法も実定法もあらゆる法が善という目的概念に即して統合的に把握されるということである。自然法が実定法の内在的構成原理であるところのトマスの構図は次の説明により直ちに了解される。

「…特定の種の犯罪に対して刑罰を定めるなどの他の多くの法規範は、帰結の演繹によつてではなく、アキナスが特定し、名付ける確定 (*determinatio*) によつて、倫理性から引き出される。

確定 (*determinatio*) は、アキナス自身の建築のアナロジーによつて最もよく明らかにされる。住宅 (もしくは、病院) の一般的アイデアや形 (*idea or form*)、そしてドアやドアノブ (もしくは、病室) の一般的アイデア (*idea*) は、あれこれの特定のデザイン、家 (もしくは、病院)、ドア、ドアノブ等々として確定的なものになさなければならない。そうでなければ、何も建てられない。建築家やデザイナーが決定する特殊化は、最初の一般的アイデア、例えば、住宅 (もしくは、産科病院) を設計するという委託 (*commission*) から、間違いなく導出され、形作られている。…委託や他の一般的アイデアの枠内におけるデザイナーの広範な自由裁量を強調して、アキナスは、その自然法からの導出が、この第二の方法であるところの法が、『実定法からのみ』効力をえる (*ex sola lege humana vigorem habent*) とする<sup>(42)</sup>。

## (2) 完成への決断

一般にトマスの理論からの変位と理解されているカール・シュミットが、優れて法のアイデアを語る理論家であることも、トマスの実定法論の構成と共にほとんど看過されている。

「いかなる法の思惟も、その純粋なままでは現実のものとならない法アイデアを、凝縮状態に移し換え、法

アイデアの内容からも、また、何かしらの産み出された実定的法律を適用することを通じてもその内容から引き出せない、モメントを加える。法学的帰結は、その前提から何から何まで引き出されるものではなく、決定が必要だという状況がまさに、それ自体で決定的なモメントとしてあるため、具体的な法学的決定は、内容とは無関係なモメントを含む<sup>(43)</sup>。

ここでいう法のアイデアを凝縮状態（法フォルム）に移し換えることの意味は、先の家のアイデアを特定のデザインに特殊化すること以外の何であろうか。決定が必要な状況は、デザイナーが決定を強いられること以外の何であろうか。内容とは無関係のモメントを含むことは、実定法からのみ効力をえること以外の何であろうか。かく考えるならば、シュミットの決断主義は、トマスの確定（*determinatio*）主義そのものではないだろうか。

完結して、すでにそこにある、静態的な法体系がありえないとすれば、法を形作ることが要請される。しかも、その形作りは、ある自明の原則から別の自然法原則、規範が導出される方法と同一の、実践的行為によつてなされる。そこで要請されているのは、導出、確定、決断のいずれと呼ばれようとも包括的に実践的行為である。

シュミット自身は、決断の必要性を、例外状況、さらに神による介入が予定されている世界（観）として、「政治神学」に訴えて理論化する。しかして、ここでは詳論できないが、その理論的支えであるホアン・ドノソ・コルテス（Juan Donoso Cortés）は、神による介入を救済論として展開している<sup>(44)</sup>。これを敷衍すれば、世界に対する神の介入は、全能の神の創造的行為としてなされる（作出因）のではなく、救済という世界の完成のためになされる（目的因）ということも可能なのである。最もラディカルに言えば、奇跡という介入は、神による実践なのであり、完成への決断なのである。

一般にトマスの理論からの変位として、その対極に理解されているシュミットの理論すら、このように、むしろ



トマス系譜のものとして再定位することが可能なのである。必然的に実定法論であるところのトマスの自然法論が、「転換」、「再発見」された上には、公法理論研究は、リバーシ（オセロ）の角石が返された時の如くに、残りの諸々の理論を返していかなければならないことになる。

### (3) 極限としての完成

建築のアナロジーにおける「一般的アイデア」が示唆するように、シュミットと同様トマスの理論には、アイデアⅡ形相概念が存在する。フィニス自身は、このような概念を予見される善として受け止めているが、その予見がもし包括的で、相当程度に完結的なものであれば、それは、まさしく、かの見られたもの、すなわち、アイデアとなる。

理論研究にとつての最前線の課題は、このようなアイデア概念をどのように昇華、理論化するかである。そのためにもまず次のようなアイデア（理念）概念の説明が参照されるべきである。

「例えば「エルンスト」カッシーラは、以下のように原子概念を分析する。『ナイーブな観点からすれば、原子は確固たる実体的中核として現れ、我々は、それに関して、次々に異なった性質を区別し、分離する。これに対し、逆に経験批判の観点からすれば、まさにその『性質』とその相互関連こそが、固有の経験的データを形成し、その表現として原子の概念が造り出されるのである。∴所与の事実素材は、概念上先取りされた、尚研究を要するものでもって、単一の焦点にまとめられているが、その焦点は自然的錯覚によつて『仮想の』点ではなく、∴統一的な、現実に存する対象のように見える。』そして、原子という概念が『それにもとづいてあらゆる規律の方向線が一点に集まるといふ見込みを持つて、悟性を特定の方向に向けるというすばらしい、そして無くてはならない必然的調整の使われ方』をしているなら、それは、『カントがこの用語に与えた厳密な意味における『理念』なのである。このようなカッシーラの説明を受けてケルゼン

は、国家を理念であるとする。したがってここでいう国家という理念は、社会学的意味や自然法的、倫理的、形而上学的意味における法の理念ではなく、論理的理念、法の統一の理念、カントのいう『現象秩序の為に構想されているが、この現象自体とは方法論上同じ段階に存在していない理念』<sup>(45)</sup>なのである。

これまでフィニスが提示する非実体化について確認してきたが、この非実体化の典型的説明との間にも、フィニスの提示する善概念、完成概念の説明の類似性が確認できる。まず、「概念上先取りされたもの」が「予見された善（完成）」なのである。さらに、それが、「それにもとづいてあらゆる規律の方向線が一点に集まるといふ見込みを持って、悟性を特定の方向に向ける」ということが、人間的完成が「行為において、その者のすべての感情的、意志的傾向と活動に対して、その方向性をしっかりと与える」ということに対応している。まず、この意味で、「自然法的、倫理的、形而上学的意味における法の理念」なるものも、少なくともトマスの理論に関しては修正が必要である。ついで、ケルゼンの理念概念（「理念としての国家」とよく知られた「完成共同体 (perfecta communitas)」としての国家」論に結実するトマスの完成概念との関係を問わなければならない。

真に問題なのは、「現象自体とは方法論上同じ段階に存在していない理念」という構成である。これを新カント派の二元性のうちに分解してしまうことは、アリストテレス―トマスの構成にイデア（論）の余地なしとしてイデア概念を退けることと同様に、理論研究上、何ら生産的なことではなく、正しいことでもない。なんとすれば、そのような理論構成の意味は、すでに数学が解明しているからである。「無限大というものは、現実の量としてではなく、終わりのない操作のうちのみ現れる」ことを強調するリヒャルト・クーランツ (Richard Courant) は、<sup>(46)</sup> ニュートン、ライプニッツの時代の「無限小量」等の概念からの脱却についてこういう。

「[当時] 人はこう考えたに違いない。『もちろん積分も導関数も極限として計算できるし、そうされる。』

しかし、極限する操作 (limiting processes) によりそれらが記述される特別な方法とは関係しない、それらの客体それ自体とは結局、何なのだろうか。面積や曲線の傾斜というような直観的概念が、内接多角形や割線というような補助概念、及び、それらの極限を待たずとも、それら自身において絶対的な意味をもつことは明らかに思える。事実、面積や傾斜を『物それ自体』として、十全の定義を探し求めることは心理学的には自然である。しかし、この欲求を放棄して、極限する操作に、科学に適した定義を見いだすことこそが、しばしば進歩への道を明らかにしてきた成熟した態度なのである<sup>(47)</sup>。

『曲線  $y=f(x)$  の下の面積』を、明らかに存在し、事後的に (*a posteriori*) 和の極限として表現できる量であるとみなすかわりに、その極限によって積分を定義し、積分の概念を、後にそこから一般的な面積の概念が導出されるところの第一の基礎とみなすのである<sup>(48)</sup>。

「経験的データ」や「現象」に、「内接多角形や割線というような補助概念」が、「理念」に「面積」が対応している。クーラントの構成が示すように、前者と後者は、「方法論上同じ段階に存在していない」。一方で、およそ、面積という概念が否認されているわけではない。それは数学的に成立している概念である。極限する操作が両者を架橋している。「今日では我々は、『直接的』説明は端的に捨てて、有限和の極限として積分を定義する<sup>(49)</sup>」。

ここに、これまで論じてきたフィニスが提示するトマスの理論との汲み尽くせぬアナロジーがある。まず、否定されるのは、明らかにそれ自体として存在しているような量の概念、「存在論的」自然法体系である。さらに、方法として否定されるのは、幾何学的直観、本性適合的直観である。その上で、残るものが、極限する操作、統合的・積分的 (integral) 実践である。積分が有限和の極限であって、完成が、第一の実践的原理 (生命などの価値) 等の直近の善 (有限的、量的) の極限である。

ここでは詳論できないが、数学上、「無限に小さい量の無限に多くの和」という積分概念が否定されるゆえに、有限の部分区間を置いていくという操作が重要になる。これが、法を置く (ponere) という実定の操作に他ならない。面積という古代より求められてきたものに至るためには、補助概念が補助ではなく、唯一、不可欠の操作となのであるが、一方で、そもそも面積というアイデアが知られなければ、積分自体、「動機も目標もない定義と規則の三段論法の遊戯」<sup>(50)</sup> になってしまう。実に、クーランツの教科書は、「数学に意味を取り戻すことを意図した」といわれるが、面積というアイデアが、あらゆる次元で数学的操作、営みに意味を与えているのである。確定という操作の蓄積（有限和）の意味は、極限としての善を据える完成論によって与えられている。

### おわりに

トマスの自然法論は、アリストテレスとともに修得的（形相的）なものから出発して目的へと向かいつつ、より「彼岸的な」目的、より極限的な完成をアイデアのごとく見据えて、さらにそこから還ってくるというモメントをもつ。それは、蓄積されていく実定法の営みに対して、善などの目的というメタレヴェルの概念を用いて首尾一貫性を保とうとする狭義の「反省理論」をも越えている。また、それは、神意や国民意志などの作出因に依拠して、その都度の個別の法規定を正当化する法制定行為の基礎づけ論をも超越している。それは、アイデアの側から、完成の側から、確定されること、実定されることを要請する実定法の基礎づけ論である。

実定法の基礎づけ論を、直観に頼らず、探求しようとするれば、そこにも補助概念が必要であり、最も対極的なものと考えられているケルゼンやシュミットの内容をも置いていかなければならない。微分積分学は、ニュートン、ライプニッツによって「発見」されておきながら、長らくその基礎（極限）を知らなかった。フィニスにより飛躍

的に進歩したとはいえ、公法理論がその基礎を知るには、迂遠な道を辿る、思弁的实践によるほかないのである。

- (1) 亀本洋「フィニス、ジョン」大庭健ほか編『現代倫理学事典』（弘文堂、二〇〇六年）七二五頁。
- (2) 高田篤「生存権の省察——高田敏教授の『具体的権利説』をめぐって——」『法治国家の展開と現代的構成 高田敏先生古稀記念論集』（法律文化社、二〇〇六年）一六七頁。
- (3) 伊藤不二男「中世自然法思想の特色」西南学院大学法学論集第一四卷第一号（一九八一年）二二、一八一—一九頁。
- (4) 伊藤不二男「スアレスの国際法理論」（有斐閣、一九五七年）九九頁。
- (5) 田中忠「武力規制法の基本構造」村瀬信也ほか『現代国際法の指標』（有斐閣、一九九四年）二七六頁。田畑茂二郎『国際法 第二版』（岩波書店、一九六六年）、三六一—三六二頁。
- (6) 田畑・前掲注(5)三五八—三六八頁。藤田久一『国際法講義Ⅱ 人権・平和』（東京大学出版会、一九九四年）三九四頁。
- (7) Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. Neudruck der 2. Aufl., Scientia, 1981, S. 101. ケルゼン（西島芳一訳）『デモクラシーの本質と価値』改版（岩波書店、一九六六年）一三二頁。
- (8) Kelsen (Ann. 7), S. 118. ケルゼン・前掲注(7)一五六頁。
- (9) Hans Kelsen, *Die Staatslehre des Dante Alighieri*, Franz Deuticke, 1905, S. 23-24. ハンス・ケルゼン（長尾龍一訳）『ダンテの国家論』（木鐸社、一九七七年）二九—三〇頁。
- (10) Kelsen (Ann. 9), S. 42-43. ケルゼン・前掲注(9)五四—五五、六二頁。
- (11) 高田篤「ケルゼンのデモクラシー論（一）——その意義と発展可能性——」法学論叢第一二五卷第三号（一九八九年）五一—五二、六五—六七頁。
- (12) 岡崎文明「トマス・アクイナスにおける『第一原因』——『作出因としての性格』と『目的因としての性格』をめぐって」中世思想研究 XXXV（一九九三年）一三六頁。
- (13) John Finnis, *Aquinas: moral, political, and legal theory*, Oxford University Press, 1998, p. 29.

- (14) 岡崎・前掲注(12)一三三頁。
- (15) Finnis, *Aquinas*, p. 90.
- (16) 亀本・前掲注(1)七二五頁。
- (17) Finnis, *Aquinas*, p. 108.
- (18) Finnis, *Aquinas*, pp. 106-107.
- (19) Finnis, *Aquinas*, pp. 99-100.
- (20) Finnis, *Aquinas*, p. 91.
- (21) Finnis, *Aquinas*, pp. 99-100.
- (22) John Finnis, *Natural law and natural rights*, Clarendon Press, 1980, pp. 33-34.
- (23) 西平等「ヴァッテルの国際法秩序における意思概念の意義」社会科学研究第五三巻第四号(二〇〇二年)一七五頁。
- (24) John Finnis, *Natural law*, pp. 34-35.
- (25) 岩田晴夫「自然法」廣末涉ほか編『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、一九九八年)六五三頁。
- (26) Finnis, *Natural law*, pp. 374-377.
- (27) Johannes Messner, *Das Naturrecht: Handbuch der Gesellschaftslehre, Staatslehre und Wirtschaftslehre*, 3., neubearb., wesent. erw. Aufl., Tyrolia, 1958, S. 39. ヨハネス・メスナー(水波朗、栗城壽夫、野尻武敏共訳)『自然法：社会・国家・経済の倫理』(創文社、一九九五年)二二五頁。
- (28) Messner (Ann. 27), S. 75. メスナー・前掲注(27)七七頁。
- (29) Finnis, *Natural law*, pp. 35-36.
- (30) Finnis, *Aquinas*, p. 100.
- (31) 水波朗『自然法と洞見知——トマス主義法哲学・国法学遺稿集——』(創文社、二〇〇五年)三六一頁。
- (32) 水波朗『トマス主義の法哲学：法哲学論文選』(九州大学出版会、一九八七年)三八八頁。
- (33) 水波・前掲注(32)三八四頁。
- (34) 水波・前掲注(31)二〇六頁。

- (35) Finnis, *Aquinas*, pp. 130-131.
- (36) Finnis, *Aquinas*, p. 90.
- (37) Finnis, *Aquinas*, pp. 101-102.
- (38) *Messenger* (Ann. 27), S. 90-91. ヌスナー・前掲注(27) 100-101頁。
- (39) Finnis, *Aquinas*, p. 126.
- (40) Finnis, *Aquinas*, p. 168.
- (41) 阿南成一「自然法の復権にこころ」阿南成一ほか編『自然法の復権』（創文社、一九八九年）四頁。
- (42) Finnis, *Aquinas*, pp. 265-266.
- (43) Carl Schmitt, *Politische Theologie*, 6. Aufl., Duncker & Humblot, 1998, S. 36. カール・シュミット（田中浩・原田武雄訳）『政治神学』（未来社、一九七一年）四二頁。
- (44) Donoso Cortés, *Polemica con la Prensa Española*, in: Donoso Cortés, *Obras completas de Juan Donoso Cortés. Margués de Valdegamas*, Tome II, Edición, introducción y notas de Carlos Valverde, La Editorial Católica, S. A., 1970, pp. 332-333.
- (45) 高田・前掲注(11) 七四-七五頁。
- (46) Richard Courant and Herbert Robbins, *What is mathematics? : an elementary approach to ideas and methods*, 2nd ed., Oxford University Press, 1996, p. 64. R. クーラント, H. ロビンズ [「スチュアート改訂」]（森口繁一監訳）『数学とは何か：考え方と方法への初等的接近』（岩波書店、二〇〇一年）七〇頁。
- (47) Courant and Robbins, p. 433. クーラント、ロビンズ・前掲注(46) 四四五頁。
- (48) Courant and Robbins, p. 464. クーラント、ロビンズ・前掲注(46) 四七七頁。
- (49) Courant and Robbins, p. 464. クーラント、ロビンズ・前掲注(46) 四六六頁。
- (50) Courant and Robbins, 'WHAT IS MATHEMATICS?' クーラント、ロビンズ・前掲注(46) xxix頁。
- (51) Courant and Robbins, 'PREFACE TO THE SECOND EDITION' クーラント、ロビンズ・前掲注(46) vii頁。